



一般的なご家庭の場合、13,728 円を減免

## 水道料金の基本料金を 1 年間減免します

瀬戸内市では、市民の生活を経済的に支援するために、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、**水道料金を減免します。**

減免対象者	給水契約の用途が <b>家事用</b> の世帯
対象期間	<b>令和 8 年 3・4 月分~令和 9 年 1・2 月分</b> <b>の 1 年間の水道料金</b>
減免内容	<b>基本料金とメーター使用料を全額減免</b>
減免額	<b>13,728 円 (2,288 円×年 6 回)</b> ※メーター口径 13 mm の 1 年間の減免額です。 金額はご使用のメーター口径により異なります。
減免にならない料金	<b>超過料金※、下水道使用料、開始・中止手数料</b> ※基本料金に含まれる基本水量 12 m <sup>3</sup> (1 月あたり 6 m <sup>3</sup> ) を超えた場合は、1 m <sup>3</sup> あたり 187 円 (税込) の超過料金が発生します。
減免の手続き	不要 (減免後の水道料金を請求します)
留意事項	○ 「水道使用量・検針のお知らせ (検針票)」には減免前の金額が記載されますが、請求時は減免額を差し引いた金額が記載されます。 ○ 職員が水道料金を還付するといった理由で、銀行やコンビニの ATM へ誘導することはありませんのでご注意ください。



<お問い合わせ先> 瀬戸内市 上水道業務課

TEL : 0869-22-1325 メール : jousuigyomu@city.setouchi.lg.jp

## 【水道メーター口径別の減免額】

口径	1年間の減免額	口径	1年間の減免額
13 mm	13,728 円(2,288 円×年 6 回)	40 mm	16,632 円(2,772 円×年 6 回)
20 mm	14,256 円(2,376 円×年 6 回)	50 mm	28,512 円(4,752 円×年 6 回)
25 mm	14,784 円(2,464 円×年 6 回)	75 mm	33,792 円(5,632 円×年 6 回)
30 mm	15,576 円(2,596 円×年 6 回)		(税込)

水道メーター口径については「水道使用量・料金のお知らせ（検針票）」でご確認いただけます。

## 【減免額計算の例】

### パターン① 2ヶ月分の使用水量が 10 m<sup>3</sup> の水道料金

基本水量 12 m<sup>3</sup> (6 m<sup>3</sup>×2ヶ月) 以内のため、請求額は0円です。

### パターン② 2ヶ月分の使用水量が 20 m<sup>3</sup> の水道料金

基本水量 12 m<sup>3</sup> (6 m<sup>3</sup>×2ヶ月) を超えた 8 m<sup>3</sup> の超過料金が発生

超過料金 8 m<sup>3</sup>×187 円 ⇒ 請求額は1,496 円 (税込) です。

### パターン③ 2ヶ月分の使用水量が 20 m<sup>3</sup> の上下水道料金

基本水量 12 m<sup>3</sup> (6 m<sup>3</sup>×2ヶ月) を超えた 8 m<sup>3</sup> の超過料金が発生

超過料金は 8 m<sup>3</sup>×187 円=1,496 円

+ 下水道使用料 3,960 円 ⇒ 請求額は5,456 円 (税込) です。

### パターン④ 1ヶ月分※ の使用水量が 10 m<sup>3</sup> の水道料金

(※途中で使用開始または使用中止した場合)

基本水量 6 m<sup>3</sup> (6 m<sup>3</sup>×1ヶ月) を超えた 4 m<sup>3</sup> の超過料金が発生

超過料金は 4 m<sup>3</sup>×187 円=748 円 + 手数料 1,000 円 (口径 13 mm の場合)

⇒ 請求額は1,748 円 (税込) です。